

議案第 50 号

橋本市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

橋本市企業立地促進条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたので、議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市企業立地促進条例の一部を改正する条例

橋本市企業立地促進条例(平成19年橋本市条例第23号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>附 則 (この条例の失効) 3 この条例は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに指定を受けた事業者に対する奨励措置については、同日後も従前の例による。</p>	<p>附 則 (この条例の失効) 3 この条例は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに指定を受けた事業者に対する奨励措置については、同日後も従前の例による。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。